

特定非営利活動法人フリースクール鈴蘭学園

倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人フリースクール鈴蘭学園（以下「この法人」という。）は、その設立目的に従い、子ども・若者・子育てに係る諸課題の解決、そのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令、この法人の定款、倫理規程及びその他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 役職員は、特定非営利活動促進法の定める罰則規定の適用を受け、懲役や罰金等に処せられることがあり得る立場であることを十分認識して、業務に当たらなければならない。
- 3 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に助成資金が活用されることのないよう、細心の注意を払わなければならない。
- 4 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 5 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反の防止と欠格事由の確認)

第6条 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

- 2 この法人は、総会及び理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当する者でないことを確認するため、役員に自己申告をさせなければならない。

(特定の個人等の利益を目的とした行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益の増大のみを目的として、事業を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第10条 この法人は、助成対象団体、その他の活動団体及び関係者が、子ども・若者・子育てに係る諸課題の解決と、そのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第11条 この法人の役職員は、子ども・若者・子育てに係る社会的課題や支援活動について、情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、子ども支援活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 この法人は、別に定めるところによりコンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。